

こ成母第 168 号 令和6年4月5日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長 ( 公 印 省 略 )

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等 に関する法律の一部を改正する法律」の施行について(通知)

昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)」に規定されている一時金の支給の請求期限を5年延長する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第12号。以下「法」という。)が令和6年3月29日に成立し、本日施行されたところである。本法の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村にも周知して頂くようお願いする。

記

## 第1 一時金の支給の請求期限の延長

一時金の支給の請求の期限が令和6年4月23日(施行日から5年を経過する日)までとなっているところ、これを5年延長し、令和11年4月23日(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行の日(平成31年4月24日)から起算して10年を経過する日)までとすること。

## 第2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

以上

令和6年4月5日	金曜日	官	報	第 <b>1</b> 1	196号	2
		伊藤総理プ目   芦目   芝樹		去津第十四号)の一部を欠りようこ故正する。 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年正する法律 正する法律 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改 <mark>法律第十二号</mark>	令和六年四月五日	をここに公布生保護法に基